

業界団体の長 様

埼玉県知事 大野元裕（公印省略）

彩の国「新しい生活様式」安心宣言の見直しについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策については、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年3月13日からマスク着用が見直されることを受け、このたび、彩の国「新しい生活様式」安心宣言について下記のとおりマスクに関する記述を削除する見直しをいたしました。

つきましては、別添のチラシを活用し、貴団体の会員及び関係事業者の皆様に、周知くださるようお願いいたします。

業界団体の皆様におかれましては、見直し後の「安心宣言」又は「安心宣言（掲示用）」を参考に、宣言書の見直しについて御検討をお願いいたします。

あわせて、県庁におけるマスク着用について送付しますので参考にしてください。

記

1 送付資料

- （1）チラシ「安心宣言 マスク着用の見直しのご案内」・・・別添1
- （2）見直し後の「安心宣言」・・・別添2
- （3）見直し後の「安心宣言」掲示用・・・別添3
- （4）新旧対照表・・・別添4

2 安心宣言ホームページ

- （1）彩の国「新しい生活様式」安心宣言に取り組みましょう！！
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/anshinsengen.html>
- （2）彩の国「新しい生活様式」安心宣言の認定団体について
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/anshinsengen_dantai.html

担 当：産業労働部経済対策担当
電 話：048－830－3763
Eメール：a3710-16@pref.saitama.lg.jp



安心宣言に取り組む事業者の皆様へ

マスク着用の見直しのご案内

- 事業者の皆様には、日頃から新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にご協力いただき、心から感謝申し上げます。
- 令和5年3月13日から「マスク着用」の考え方を見直すこととし、「彩の国新しい生活様式安心宣言」の取組からマスクに係る項目を削除することといたしました。

埼玉県からのお願い

- マスク着用の見直しに伴う「安心宣言」など掲示物の貼り替えについて、お手数ですが準備をお願いします。
- 引き続き、業種別ガイドラインの遵守、効果的な換気、手洗い等の手指衛生、距離の確保等の基本的な感染防止対策の取組をお願いします。
- マスク着用は、個人の判断に委ねることが基本となりますが、業種別ガイドラインを参考に、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。

◆彩の国「新しい生活様式」安心宣言の変更点(令和5年3月13日以降)

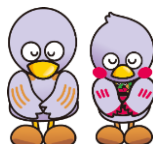
現行	改定後
1 「三つの密」を徹底的に回避します ・ <u>社会的距離</u> の確保	1 「三つの密」を徹底的に回避します ・ <u>触れ合わない距離での間隔</u> の確保
2 感染防止の対策を行います ・ <u>適切なマスクの正しい着用と場面に 応じた適切な着脱</u>	2 感染防止の対策を行います } <u>不要</u>

お問い合わせ

埼玉県中小企業等支援相談窓口

0570-000-678

(平日:午前9時～午後9時、土日祝日:午前9時～午後6時)



彩の国「新しい生活様式」安心宣言

私たちは、以下のすべてを遵守することを宣言する

1. 「三つの密」を徹底的に回避します

<密閉>

- ・ 施設の換気（機械換気による常時換気又は窓開け換気（可能な範囲で2方向））

※いずれの場合も、

必要な換気量目安：1人当たり換気量 30 m³/時

二酸化炭素濃度目安：おおむね 1,000ppm 以下

<密集>

- ・ 感染防止のための入場者の整理（入場制限や屋外で一定の間隔を保持した状態での待機）
- ・ 受付やレジ、更衣室、喫煙所での混雑の回避、必要な場合には屋外での待機

<密接>

- ・ 人と人とが触れ合わない距離での間隔の確保

2. 感染防止のための対策を行います

- ・ 発熱又はその他の感冒様症状を呈している者の入場制限
- ・ 発熱又はその他の感冒様症状を呈している従業員等は即時の自宅待機
- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所の最小限化
- ・ 複数の人の手が触れる場所の消毒
- ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）の洗浄消毒、あるいは使い捨て製品の利用
- ・ 手洗いや手指の消毒の徹底
- ・ ごみを回収する際の手袋の着用
- ・ 鼻水、唾液がついたごみはビニール袋に入れて密閉
- ・ 手袋を脱着した後の石鹸と流水による手指の洗浄、消毒
- ・ 市販の界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を適切に使った清掃
- ・ 通常清掃後、不特定多数が触れる環境表面を始業前後に清拭消毒

3. 安全のための設備にします

- ・ 施設の消毒
- ・ 入口及び施設内などに手指消毒のための設備・薬品の配置
- ・ 入口などに発熱者を発見するための体温計の設置
- ・ 人が対面する場所における、空気の流れを阻害しないパーティション（アクリル板・

ビニールカーテン等)の設置

※飲食時には、少人数の家族や日常的に接している知人等の少人数の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く

- ・ ペーパータオルの設置又は個人用タオルの準備（共通タオル禁止）

4. 安心に向けた工夫をします

- ・ 常時換気の努力
- ・ テーブルや椅子などの共用物品の定期的な消毒
- ・ 従業員が使用する休憩スペースでの入退室の前後の手洗いの徹底
- ・ インターネットを活用した事前予約に努め、密集を回避
- ・ ユニフォームや衣類のこまめな洗浄

5. 行いません、行わせません

- ・ 閉鎖空間での激しい運動や大声の回避

6. 感染対策に特に留意します

- ・ 一度に大人数が休憩する場面
- ・ 対面で食事や会話をする場面

7. 重症化リスクに配慮します

- ・ 高齢者や持病のある方に対し、慎重で徹底した対応を検討し実施（例：高齢者が利用できる時間帯の設定など）

8. 新しい働き方に向け努力する

- ・ 在宅勤務、ローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議等の実施

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

1 「三つの密」を徹底的に回避します

- ・毎時の換気
- ・一定の数以上の入場制限
(屋外でお待ちいただきます)
- ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止
- ・触れ合わない距離での間隔の確保

2 感染防止の対策を行います

- ・発熱などの症状がある方の制限
- ・症状のある従業員の出勤制限
- ・手洗いや手指の消毒の徹底、
手の触れる場所の消毒
- ・共用する物品などの最小化
- ・鼻水・唾液のついたごみは
ビニール袋に入れて密閉

3 安全のための設備にします

- ・入口等に消毒設備、体温計の設置
- ・対面場所における、空気の流れを阻害
しないパーティション（アクリル板・
ビニールカーテン等）の設置
- ・毎時の換気と消毒の徹底
- ・共通タオルの廃止

4 安心に向けた工夫をします

- ・事前予約の最大限の活用
- ・衣服のこまめな洗濯

5 行いません、行わせません

- ・閉鎖空間での激しい運動や大声

6 感染対策に特に留意します

- ・一度に大人数が休憩する場面
- ・対面で食事や会話をする場面

7 重症化リスクに配慮します

- ・高齢者や持病のある方への配慮
(高齢者利用時間の設定など)

8 新しい働き方に向け努力 します

- ・在宅勤務やオンライン会議
- ・ローテーション勤務、時差通勤



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

宣言日： 令和 年 月 日

名 称： _____

新	旧
<u>(令和5年2月22日改正)</u> 彩の国「新しい生活様式」安心宣言 私たちは、以下のすべてを遵守することを宣言する 1. 「三つの密」を徹底的に回避します ＜密閉＞ - 施設の換気（機械換気による常時換気又は窓開け換気（可能な範囲で2方向）） ※いずれの場合も、 必要な換気量目安：1人当たり換気量 30 m³/時 二酸化炭素濃度目安：おおむね 1,000ppm 以下 ＜密集＞ - 感染防止のための入場者の整理（入場制限や屋外で一定の間隔を保持した状態での待機） - 受付やレジ、更衣室、喫煙所での混雑の回避、必要な場合には屋外での待機 ＜密接＞ <u>(削除)</u> • <u>人と人が触れ合わない距離での間隔の確保</u> 2. 感染防止のための対策を行います - 発熱又はその他の感冒様症状を呈している者の入場制限 - 発熱又はその他の感冒様症状を呈している従業員等は即時の自宅待機	<u>(令和4年12月27日改正)</u> 彩の国「新しい生活様式」安心宣言 私たちは、以下のすべてを遵守することを宣言する 1. 「三つの密」を徹底的に回避します ＜密閉＞ - 施設の換気（機械換気による常時換気又は窓開け換気（可能な範囲で2方向）） ※いずれの場合も、 必要な換気量目安：1人当たり換気量 30 m³/時 二酸化炭素濃度目安：おおむね 1,000ppm 以下 ＜密集＞ - 感染防止のための入場者の整理（入場制限や屋外で一定の間隔を保持した状態での待機） - 受付やレジ、更衣室、喫煙所での混雑の回避、必要な場合には屋外での待機 ＜密接＞ <u>適切なマスクの正しい着用と場面に応じた適切な着脱（従業員及び入場者に対する周知）</u> <u>※病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情を鑑み、差別等が生じないよう十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる</u> <u>人と人との社会的距離（1 m以上できるだけ2 mを目安）の確保</u> 2. 感染防止のための対策を行います - 発熱又はその他の感冒様症状を呈している者の入場制限 - 発熱又はその他の感冒様症状を呈している従業員等は即時の自宅待機

・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所の最小限化 ・ 複数の人の手が触れる場所の消毒 ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）の洗浄消毒、あるいは使い捨て製品の利用 ・ 手洗いや手指の消毒の徹底 ・ <u>ごみを回収する際の手袋の着用</u> ・ 鼻水、唾液がついたごみはビニール袋に入れて密閉 ・ <u>手袋を脱着した後の石鹸と流水による手指の洗浄、消毒</u> ・ 市販の界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を適切に使った清掃 ・ 通常清掃後、不特定多数が触れる環境表面を始業前後に清拭消毒 3. 安全のための設備にします ・ 施設の消毒 ・ 入口及び施設内などに手指消毒のための設備・薬品の配置 ・ 入口などに発熱者を発見するための体温計の設置 ・ 人が対面する場所における、空気の流れを阻害しないパーティション（アクリル板・ビニールカーテン等）の設置 ※飲食時においては、少人数の家族や日常的に接している知人等の少人数の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く ・ ペーパータオルの設置又は個人用タオルの準備（共通タオル禁止） 4. 安心に向けた工夫をします ・ 常時換気の努力 ・ テーブルや椅子などの共用物品の定期的な消毒 ・ 従業員が使用する休憩スペースでの入退室の前後の手洗いの徹底 ・ インターネットを活用した事前予約に努め、密集を回避 ・ ユニフォームや衣類のこまめな洗浄 <u>(削除)</u>	・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所の最小限化 ・ 複数の人の手が触れる場所の消毒 ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）の洗浄消毒、あるいは使い捨て製品の利用 ・ 手洗いや手指の消毒の徹底 ・ <u>ごみを回収する際のマスクと手袋の着用</u> ・ 鼻水、唾液がついたごみはビニール袋に入れて密閉 ・ <u>マスクや手袋を脱着した後の石鹸と流水による手指の洗浄、消毒</u> ・ 市販の界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を適切に使った清掃 ・ 通常清掃後、不特定多数が触れる環境表面を始業前後に清拭消毒 3. 安全のための設備にします ・ 施設の消毒 ・ 入口及び施設内などに手指消毒のための設備・薬品の配置 ・ 入口などに発熱者を発見するための体温計の設置 ・ 人が対面する場所における、空気の流れを阻害しないパーティション（アクリル板・ビニールカーテン等）の設置 ※飲食時においては、少人数の家族や日常的に接している知人等の少人数の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く ・ ペーパータオルの設置又は個人用タオルの準備（共通タオル禁止） 4. 安心に向けた工夫をします ・ 常時換気の努力 ・ テーブルや椅子などの共用物品の定期的な消毒 ・ 従業員が使用する休憩スペースでの入退室の前後の手洗いの徹底 ・ インターネットを活用した事前予約に努め、密集を回避 ・ ユニフォームや衣類のこまめな洗浄 ・ <u>応援や歌など、大声を出す場合には、対人距離の確保とともに、換気の徹底やマスクの着用等に留意</u>
---	---

5. 行いません、行わせません ・ 閉鎖空間での激しい運動や大声の回避 6. 感染対策に特に留意します ・ 一度に大人数が休憩する場面 ・ 対面で食事や会話をする場面 7. 重症化リスクに配慮します ・ 高齢者や持病のある方に対し、慎重で徹底した対応を検討し実施（例：高齢者が利用できる時間帯の設定など） 8. 新しい働き方に向け努力する ・ 在宅勤務、ローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議等の実施	5. 行いません、行わせません ・ 閉鎖空間での激しい運動や大声の回避 6. 感染対策に特に留意します ・ 一度に大人数が休憩する場面 ・ 対面で食事や会話をする場面 7. 重症化リスクに配慮します ・ 高齢者や持病のある方に対し、慎重で徹底した対応を検討し実施（例：高齢者が利用できる時間帯の設定など） 8. 新しい働き方に向け努力する ・ 在宅勤務、ローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議等の実施
---	---

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

1 「三つの密」を徹底的に回避します

- ・毎時の換気
- ・一定の数以上の入場制限
(屋外でお待ちいただきます)
- ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止
- ・触れ合わない距離での間隔の確保

2 感染防止の対策を行います

- ・発熱などの症状がある方の制限
- ・症状のある従業員の出勤制限
- ・手洗いや手指の消毒の徹底、
手の触れる場所の消毒
- ・共用する物品などの最小化
- ・鼻水・唾液のついたごみは
ビニール袋に入れて密閉

3 安全のための設備にします

- ・入口等に消毒設備、体温計の設置
- ・対面場所における、空気の流れを阻害
しないパーティション(アクリル板・
ビニールカーテン等)の設置
- ・毎時の換気と消毒の徹底
- ・共通タオルの廃止

4 安心に向けた工夫をします

- ・事前予約の最大限の活用
- ・衣服のこまめな洗濯

5 行いません、行わせません

- ・閉鎖空間での激しい運動や大声

6 感染対策に特に留意します

- ・一度に大人数が休憩する場面
- ・対面で食事や会話をする場面

7 重症化リスクに配慮します

- ・高齢者や持病のある方への配慮
(高齢者利用時間の設定など)

8 新しい働き方に向け努力 します

- ・在宅勤務やオンライン会議
- ・ローテーション勤務、時差通勤



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

宣言日：令和 年 月 日

名 称： _____

※詳細はホームページ (<http://>)

をご覧ください

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

1 「三つの密」を徹底的に回避します

- ・毎時の換気
- ・一定の数以上の入場制限
(屋外でお待ちいただきます)
- ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止
- ・社会的距離の確保

2 感染防止の対策を行います

- ・発熱などの症状がある方の制限
- ・症状のある従業員の出勤制限
- ・手洗いや手指の消毒の徹底、
手の触れる場所の消毒
- ・適切なマスクの正しい着用と場面に
応じた適切な着脱
- ・共用する物品などの最小化
- ・鼻水・唾液のついたごみは
ビニール袋に入れて密閉

3 安全のための設備にします

- ・入口等に消毒設備、体温計の設置
- ・対面場所における、空気の流れを阻害
しないパーティション(アクリル板・
ビニールカーテン等)の設置
- ・毎時の換気と消毒の徹底
- ・共通タオルの廃止

4 安心に向けた工夫をします

- ・事前予約の最大限の活用
- ・衣服のこまめな洗濯

5 行いません、行わせません

- ・閉鎖空間での激しい運動や大声

6 感染対策に特に留意します

- ・一度に大人数が休憩する場面
- ・対面で食事や会話をする場面

7 重症化リスクに配慮します

- ・高齢者や持病のある方への配慮
(高齢者利用時間の設定など)

8 新しい働き方に向け努力 します

- ・在宅勤務やオンライン会議
- ・ローテーション勤務、時差通勤



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

宣言日：令和 年 月 日

名 称： _____

※詳細はホームページ (<http://>)

をご覧ください

県庁におけるマスク着用について

▶ 3/13以降、マスクの着用は、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とする。

▶ その上で、職員には、原則としてマスクを外してよい場면을例示する。

原則マスクを外してよい場面（例）

- 知事・副知事等への説明・決裁
- 庁議その他庁内会議
- 県主催の会議・研修
- 県が行うイベント・式典等の行事
- 執務室内・庁舎内での勤務
- 出張、屋外での勤務
- 通勤（混雑した乗り物内を除く）



マスクの着用を推奨

- 高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防止する場面
 - ・ 医療機関を受診・訪問するとき、医療機関で勤務するとき
 - ・ 高齢者施設等を訪問するとき
- その他、感染防止に効果的な場面
 - ・ 換気が不十分な空間での会議、公用車同乗のとき
 - ・ 通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車するとき など



※ マスク着用の際は、適切な方法で着用する。
（「鼻出しマスク」や「顎マスク」は避ける）

※ 基本的な感染対策として、室内の換気を徹底することを前提。

※ 咳などの症状がある場合は、マスクを着用。

※ 感染拡大期には状況に応じ、一時的に広くマスクの着用を求めるなど、より強い感染対策を実施する。